

多摩市都市再生推進法人の指定について

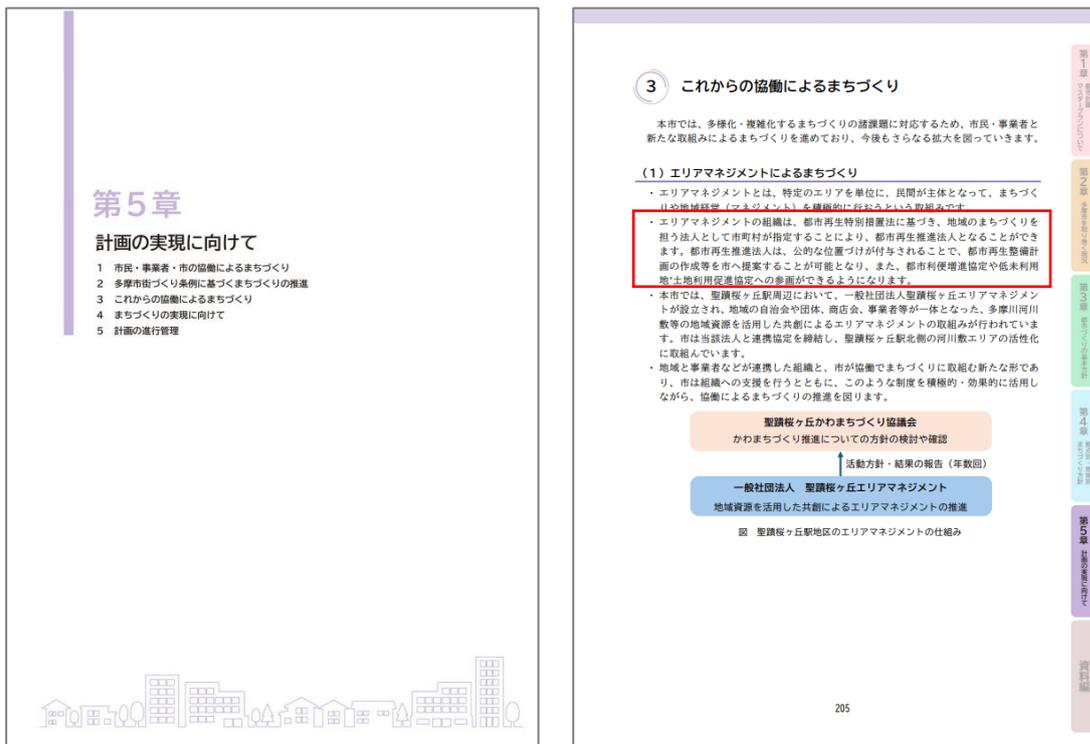
1. 概要（都市再生推進法人について）

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものである。都市再生推進法人には、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを基に、市や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちづくり活動の推進主体としての役割を果たすことが期待されます。

都市再生推進法人に指定することによって、地域でまちづくり活動を行う法人に公的な位置付けを与えることができるほか、都市再生整備計画の作成等を市へ提案することが可能となります。

2. 都市計画マスタープランとの関係性について

都市計画マスタープランで目指すまちづくりの実現にむけた手法の1つとして、協働によるまちづくりがあり、都市再生推進法人によるまちづくりがこれにあたります。



3. 指定した都市再生推進法人について

法人の名称：一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント

指定日：令和8（2026）年1月16日

都市再生推進法人として行っていくこと：

- ・ 公共空間の運営・管理事業 ・ブランディング・情報発信事業
- ・ コミュニティ・デザイン事業
- ・ 街なかの回遊性向上に向けた公共空間活用事業
- ・ 活動地域の魅力向上に必要な計画等の提案・作成

※ 上記の内容は聖蹟桜ヶ丘駅周辺を活動範囲とする